

12月14日 JAL 不当整理解雇撤回裁判（客室乗務員）高裁第1回口頭弁論の報告

（JALOBの傍聴記）

12月6日のパイロットの高裁裁判に続き、今日は客室乗務員の整理解雇撤回の高裁での第1回口頭弁論が行われました。

42席の傍聴席に199名が並び、傍聴券が当たりませんでしたので、報告集会に参加しました。裁判所前の行動には218名が参加、報告集会は186名の参加でした。報告集会では、法廷での意見陳述の内容と進行協議の状況が説明されました。

次回は3月1日（金）午後2時30分～に第2回の口頭弁論が行われます。

今日の法廷で行われた、原告側の意見陳述の要旨です。JAL側からは意見陳述などはありませんでした。

（弁護団弁護士の意見陳述の内容から）

- \* 更生計画のもとになっている事業計画では4120名体制にする目標でしたが、提出された会社作成の在籍人員表では12月末時点で4083名となっており、2010年12月解雇強行の時点で解雇すべき余剰人員は存在していなかったのです。
- \* 解雇後わずか3ヶ月の2011年1月から3月までに218名が退職しています、もともとの目標達成期限は2011年3月末であり、解雇する必要は全くありませんでした。なぜ3ヶ月も前倒して解雇したのか会社側は反論せず沈黙したままです。
- \* 解雇の必要がないのになぜ解雇したのか、解雇した84名のうち71名（約9割）がCCU（キャビンクルーユニオン）組合員で、高年齢層に多く在籍しているCCU組合員を排除しようとしたことが明確です。  
会社が希望退職募集の年齢制限を42歳より下に下げようとしなかったことから明らかです。
- \* 解雇の目的は「余剰人員を削減する」ものではなく、「CCU組合員を排除」するものだったのです。

（原告団団長の意見陳述の内容から）

- \* 稲盛会長（当時）は「会社の収益状況からいけば、誰が考えても雇用を続けることは不可能ではない」と法廷で証言しましたが、地裁判決は「苦渋の決断で整理解雇を選択したことに対する心情を吐露したに過ぎない」と真実を曲げてしまいました、整理解雇4要件の経営上の必要性についての重要な証言が判決に生かされないのなら、なんのための証言でしょうか。
- \* 整理解雇の回避策について会社に提案した内容を、団交では「稲盛会長に伝えている」と言っていたが、稲盛会長は「聞いてませんでした」と証言し、JALが嘘をついていたことも明らかになりました。
- \* 地裁判決は「JALは一旦沈んだ船であり、二度と沈まないようにするため」と84名の解雇に合理性があったとしましたが、なぜ沈んだのか原因（大量の大型機購入による有利子負債など）、や責任（放漫経営など）については明らかにしていません。現場で安全運航とサービスを支えてきた航空労働者がなぜ必要のない解雇の対象にされないといけないのでしょうか。
- \* 1975年の組合分裂以来、昇格差別、監視ファイルによる人権侵害など不当な行為が繰り返されてきました。企業再生支援機構担当者と管財人も整理解雇撤回の交渉中にスト権投票への団結権の侵害を行いました。
- \* ベテラン労働者の価値を全面否定し、傷病歴などの選定基準は人間の尊厳を踏みにじり、憲法が保障する人間の権利（25条）や労働者の権利（27条）を蹂躪するものです。  
ILOからは解決に向け労使で協議することを保障するよう日本政府に勧告も出されています。  
国際運輸労連（ITF）の国際会議でも全面支援の決議が採択されています。  
国内では全国キャラバンを展開するなかで支援の運動が大きく広がっています。  
必ず勝利することを確信しています。
- \* 解雇後の人員不足で有給休暇も取れない状況が生まれています、退職者の流れも止まらず、JALは940名の新規採用を行っています。ベテラン客室乗務員がきりすてられ安全面で初歩的で重大な不安全事故が相次いで起きています。年齢基準、傷病基準による解雇の強行で更生計画の大前提とされている安全運航の確保がないがしろにされているのです。
- \* 安全運航最優先のJALにするために、裁判所は十分な審理の上、大義と正義ある判断をお願いします。